

事務連絡
令和3年5月22日

宜野湾市スポーツ少年団
団長 松川 浩三 殿

宜野湾市教育委員会
教育長 知念 春美
(公印省略)

緊急事態宣言期間中に伴うスポーツ少年団の活動について

沖縄県では、これまで、まん延防止重点措置が適用されてまいりましたが、若い世代を中心に新規感染者が急増し、病床がひっ迫した状況が続いているとして5月23日より「緊急事態宣言」が発出されます。今後も、なお一層の感染拡大防止対策が求められることとなりますので、スポーツ少年団の皆様におかれましても、緊急事態宣言の中での活動等を行う場合、特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針の「学校等における感染症対策について」の部活動について準じていただいた活動をお願いいたします。スポーツ協会のホームページ、SNSを活用するなど、少年団に加盟している団体の代表、保護者および指導者等へ周知徹底をお願いいたします。

また、本市ホームページ（生涯学習課ページ）でも周知していることを申し添えます。

記

○期間について

令和3年5月23日（日）から令和3年6月20日（日）

○部活動等について

① 部活動・スポーツ少年団の活動は、原則休止とします。

ただし、8月末迄に開催される九州・全国大会の予選を兼ねた県内大会等に出場する場合に限り、平日90分以内（朝練なし）、土日・休日は2時間以内の活動とし、必要最小限の人数にとどめること。

② 県内外における練習試合や合宿等については、行わないこと。

※添付書類

○特措法に基づく緊急事態措置に係る沖縄県対処方針について（令和3年5月21日）
（抜粋）【学校への要請】法第24条第9項

宜野湾市教育委員会
生涯学習課文化スポーツ振興係
TEL：098-893-4435